環境省
Ministry of the Environment

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」を踏まえた対応に係る調査結果

令和８年９月30日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1.はじめに

本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者に支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）（以下「９月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、令和７年５月30日に、市町村に対して、９月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、調査結果について取りまとめ、公表したところ、令和８年度も同様にフォローアップ調査を行うこととした。

（調査対象）
全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）
令和８年４月30日時点

市町村が条例で定める処理手数料※について

※廃棄物処理法第７条第12項に規定する手数料をいう。

2.市町村が条例で定める処理手数料について

適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

環境整備	集計	詳細（一部抜粋）
行った	292 (249)	● 毎年度総合原価を算定し、手数料の額が適正かどうか検討している。 ● 全庁的な使用料・手数料の見直しに併せて関係条例の改正を行い、一般廃棄物の収集運搬及び処分に係る手数料の改定を行った。 ● 条例で定める手数料については、今後も許可業者と協議等を行い見直すこととしている。
行う予定	164 (169)	● 近隣市町村と収集事業者団体で実施年度、収集単価（世帯当たり）について協議中 ● 社会情勢の変化に伴い、環境整備が必要と考えられるタイミングで手数料の変更等を行う予定。
行っていない	619 (668)	● 委託契約書にて定めのない事項は双方協議すると定めており、インフレスライド等に対応できるようにしている。 ● ごみ処理手数料の見直しは、住民・事業者の負担に直接関わるものであり、処理経費の推移、手数料収入の状況、広域処理の関係自治体の状況などを総合的に勘案する必要があることから、現時点で具体的な見直し時期や内容は定めていない。 ● 近年の物価上昇による経費増加を考慮して、手数料の見直し（引き上げ）を検討しているが、具体的な方針等は定まっていない。
許可業者が存在しない（直営又は委託等）	656 (640)	

1,741市町村中、1,731市町村が回答（回答率99.4%）

９月30日付け通知の周知等について

3. ９月30日付け通知の周知等について

⑴市町村における庁内での周知、共有の状況について

９月30日付け通知について、庁内での周知、共有の状況について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

行った（契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に）	行った（廃棄物行政主管部局のみ）	行っていない
486 (325)	1,067 (1,147)	181 (260)

1,741市町村中、1,734市町村が回答（回答率99.6%）

⑵市町村における周知、共有の方法について

上記設問で「行った」と回答した市町村に対して、９月30日付け通知について、周知、共有の方法について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

指針の送付、供覧等	説明会や調達担当者会議の開催等（オンライン開催含む）	その他
1,425 (1,354)	10 (9)	118 (109)

9月30日付け通知の周知・共有を行った1,553市町村中、1,553市町村が回答（回答率100%）

「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 環境省主催のオンライン説明会への合同参加及び資料の共有
- 自治体の財政当局から「予算要求にあたっては、労務費等が適切に見積に反映されるべき措置を講ずること」として全課長等に対し通知している。

3. ９月30日付け通知の周知等について

⑶市町村における周知・共有の状況と対応方針について

P.5の上段の設問で「行っていない」と回答した市町村に対して、９月30日付け通知について、周知、共有を行っていない理由と、今後の対応方針について質問した。

理由	今後の対応方針
労務費等については事業者に直接説明を行っている。	業務を適切に遂行できるよう協議を行いながら対応していく。
通知以前から受注者に対しては労務費上昇の根拠資料等の提供を求めており、予算確保についても財政部局と協議をしてきている。	ごみ処理手数料の見直しを検討。
委託業者の選定（入札）にあたっては、適切な労務単価等の算出に基づいた対応を行っており、受注者と価格交渉を行うに至らないとの認識のため。	これまでも価格交渉が必要な場面がなかったため、委託業者から協議の申出等があれば、都度応じることとする。
近年の労務費、原材料費等の高騰への適切な対応は、全庁的に指示されているため特別に周知は行わなかった。	左記の指示を『９月30日付け通知の周知、共有』の代替として使用。
契約担当部門より周知があったため。	特になし。
一般廃棄物処理業務については、すべて当課が主管課として行っているため、他課への周知はしていない。	必要があれば周知を行う。
担当者と委託業者の間で適切な価格設定にすでに努めているため必要性を感じない。	今後も連携を常にとっていく。
特に周知が必要だとは思わなかったため。	契約担当や財政担当に周知、共有を行い、全庁的に連携する。

９月30日付け通知発出以降※の対応について

※令和６年９月30日から令和８年４月30日までの期間

4. ９月30日付け通知発出以降の対応について

⑴契約の受託者と受託料に関する交渉について

９月30日付け通知発出以降、市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の契約（以下「主な一般廃棄物収集委託の契約」という）の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

あった（受託者から申入れを行った）	あった（市町村から申入れを行った）	あった（受託者及び市町村から申入れを行った）	なかった
277 (171)	126 (104)	179 (140)	1,144 (1,298)
582 (415)			

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答率99.1%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約※の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数の割合について、以下図のとおりまとめた。
なお、交渉があったと回答した市町村数の割合は33.7%である。（前回の割合は24.2%）

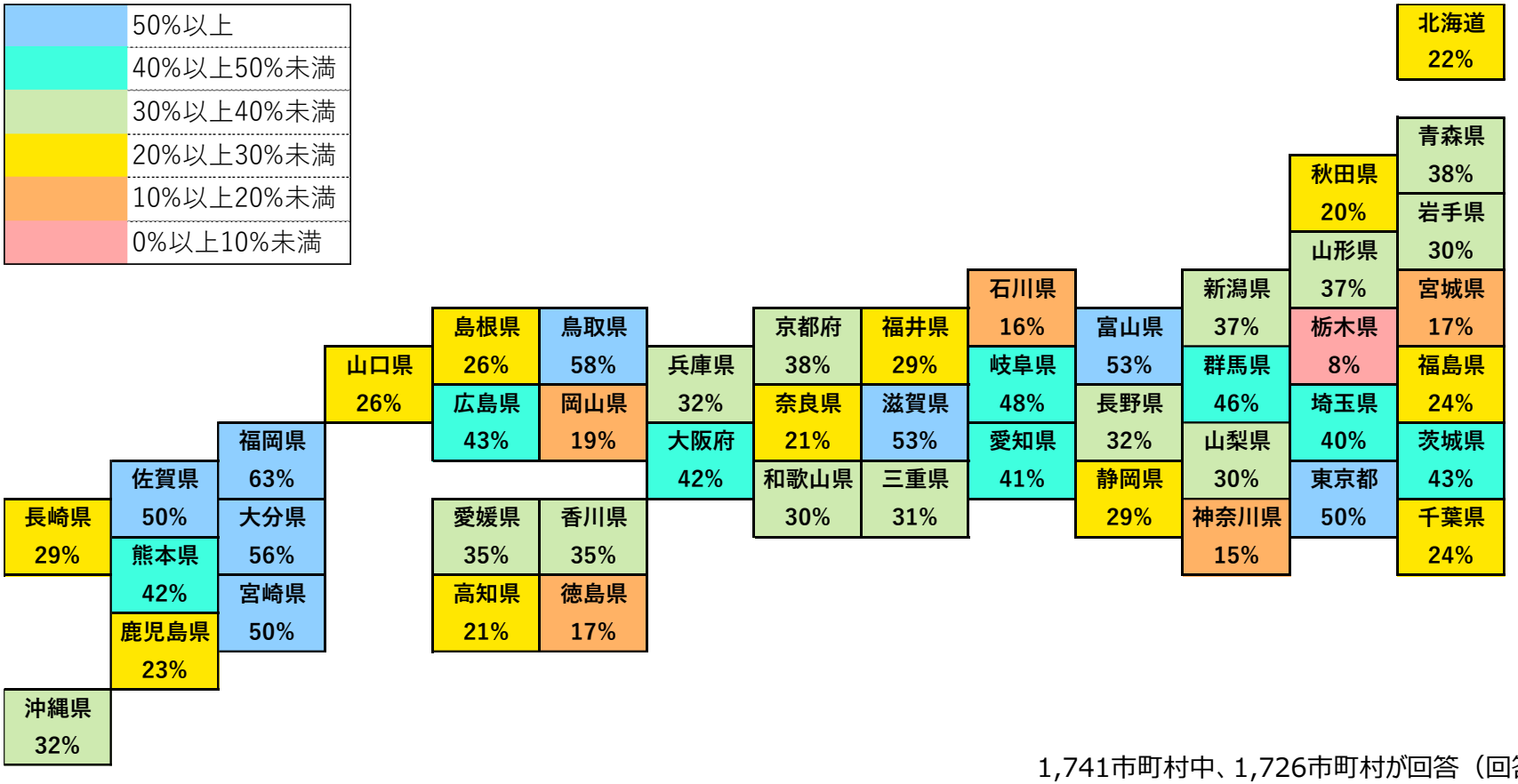

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答率99.1%）

※契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）
=(各都道府県のP.8の設問で「あった」と回答した市町村数)/(各都道府県の市町村数)*100

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

北海道・東北地方

北海道	
小樽市	羽幌町
帯広市	中頓別町
岩見沢市	礼文町
苫小牧市	訓子府町
稚内市	佐呂間町
芦別市	興部町
赤平市	豊浦町
千歳市	白老町
恵庭市	様似町
石狩市	えりも町
新篠津村	鹿追町
知内町	中札内村
木古内町	更別村
今金町	幕別町
せたな町	陸別町
共和町	釧路町
浦臼町	厚岸町
下川町	別海町
音威子府村	中標津町
苫前町	標津町

青森県
弘前市
十和田市
むつ市
平川市
平内町
深浦町
大鰐町
鶴田町
七戸町
六戸町
横浜町
東北町
おいらせ町
五戸町
新郷村

岩手県
宮古市
久慈市
釜石市
二戸市
葛巻町
大槌町
普代村
野田村
九戸村
洋野町

宮城県
塩竈市
東松島市
富谷市
川崎町
松島町
七ヶ浜町

秋田県
能代市
湯沢市
大仙市
上小阿仁村
八郎潟町

山形県
山形市
米沢市
寒河江市
長井市
尾花沢市
中山町
朝日町
大石田町
舟形町
小国町
白鷹町
飯豊町
三川町

福島県
会津若松市
いわき市
須賀川市
喜多方市
相馬市
国見町
只見町
南会津町
北塩原村
西会津町
磐梯町
棚倉町
矢祭町
鮫川村

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

関東地方

茨城県
水戸市
土浦市
古河市
下妻市
常総市
牛久市
鹿嶋市
潮来市
守谷市
稲敷市
桜川市
行方市
つくばみらい市
茨城町
大子町
美浦村
阿見町
河内町
八千代町

栃木県
栃木市
高根沢町

群馬県
桐生市
太田市
沼田市
みどり市
神流町
中之条町
草津町
高山村
東吾妻町
川場村
昭和村
みなかみ町
玉村町
千代田町
大泉町
邑楽町

埼玉県	
さいたま市	長瀞町
川口市	小鹿野町
行田市	美里町
秩父市	杉戸町
春日部市	松伏町
鴻巣市	
越谷市	
和光市	
新座市	
北本市	
蓮田市	
鶴ヶ島市	
白岡市	
毛呂山町	
越生町	
小川町	
鳩山町	
ときがわ町	
横瀬町	
皆野町	

千葉県
銚子市
柏市
勝浦市
八千代市
鎌ケ谷市
浦安市
四街道市
八街市
香取市
大網白里市
酒々井町
芝山町
御宿町

神奈川県
藤沢市
逗子市
座間市
大井町
真鶴町

東京都	
台東区	清瀬市
目黒区	東久留米市
世田谷区	武蔵村山市
渋谷区	多摩市
中野区	稲城市
板橋区	あきる野市
足立区	西東京市
葛飾区	瑞穂町
八王子市	奥多摩町
武蔵野市	御蔵島村
青梅市	八丈町
府中市	
昭島市	
調布市	
小金井市	
日野市	
東村山市	
国立市	
狛江市	
東大和市	

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

中部地方

新潟県
新潟市
長岡市
柏崎市
十日町市
妙高市
上越市
佐渡市
南魚沼市
阿賀町
出雲崎町
関川村

石川県
輪島市
野々市市
穴水町

富山県
富山市
魚津市
氷見市
滑川市
黒部市
射水市
入善町
朝日町

福井県
福井市
坂井市
永平寺町
美浜町
おおい町

長野県	
上田市	下條村
岡谷市	大鹿村
飯田市	白馬村
伊那市	高山村
駒ヶ根市	信濃町
茅野市	
塩尻市	
安曇野市	
小海町	
南牧村	
佐久穂町	
立科町	
青木村	
富士見町	
辰野町	
飯島町	
高森町	
阿南町	
阿智村	
根羽村	

山梨県
南アルプス市
甲斐市
笛吹市
中央市
市川三郷町
西桂町
山中湖村
富士河口湖町

静岡県
熱海市
富士市
磐田市
掛川市
湖西市
御前崎市
牧之原市
南伊豆町
吉田町
森町

岐阜県
岐阜市
多治見市
中津川市
美濃市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
飛騨市
本巣市
下呂市
海津市
岐南町
笠松町
養老町
関ケ原町
輪之内町
北方町
八百津町
白川町

愛知県	
岡崎市	東栄町
一宮市	豊根村
半田市	
津島市	
碧南市	
刈谷市	
安城市	
西尾市	
犬山市	
新城市	
高浜市	
岩倉市	
日進市	
愛西市	
清須市	
あま市	
東郷町	
南知多町	
美浜町	
設楽町	

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

関西地方

三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	大阪府
四日市市	大津市	福知山市	姫路市	堺市
松阪市	彦根市	城陽市	洲本市	吹田市
鳥羽市	近江八幡市	長岡京市	伊丹市	泉大津市
いなべ市	守山市	八幡市	豊岡市	茨木市
東員町	栗東市	京田辺市	加古川市	八尾市
明和町	日野町	南丹市	西脇市	泉佐野市
大台町	竜王町	精華町	川西市	富田林市
大紀町	愛荘町	京丹波町	たつの市	寝屋川市
南伊勢町	豊郷町	伊根町	猪名川町	河内長野市
	多賀町	与謝野町	多可町	松原市
			稲美町	羽曳野市
			播磨町	泉南市
			太子町	島本町
				能勢町
				熊取町
				田尻町
				太子町
				千早赤阪村

和歌山県	奈良県
海南市	大和高田市
有田市	大和郡山市
御坊市	御所市
新宮市	三宅町
紀の川市	王寺町
湯浅町	広陵町
美浜町	下市町
日高町	川上村
すさみ町	

中国・四国地方

鳥取県	広島県	山口県	愛媛県
鳥取市	呉市	宇部市	今治市
米子市	三原市	萩市	宇和島市
境港市	尾道市	下松市	新居浜市
若桜町	庄原市	柳井市	西条市
智頭町	大竹市	周防大島町	松前町
八頭町	廿日市市		内子町
三朝町	安芸高田市	徳島県	鬼北町
湯梨浜町	安芸太田町	三好市	
琴浦町	北広島町	勝浦町	高知県
日吉津村	世羅町	北島町	南国市
大山町		東みよし町	土佐市
	岡山県		須崎市
島根県	津山市	香川県	香南市
松江市	総社市	坂出市	本山町
出雲市	高梁市	観音寺市	土佐町
安来市	備前市	三豊市	四万十町
江津市	勝央町	土庄町	
知夫村		琴平町	
		まんのう町	

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村について、以下表のとおりまとめた。

九州地方

福岡県	
北九州市	志免町
大牟田市	須恵町
飯塚市	芦屋町
田川市	水巻町
筑後市	岡垣町
中間市	遠賀町
小郡市	小竹町
筑紫野市	鞍手町
春日市	桂川町
宗像市	筑前町
太宰府市	大刀洗町
古賀市	香春町
福津市	糸田町
うきは市	福智町
宮若市	苅田町
みやま市	みやこ町
糸島市	上毛町
那珂川市	築上町
宇美町	
篠栗町	

佐賀県
唐津市
多久市
伊万里市
武雄市
鹿島市
嬉野市
吉野ヶ里町
上峰町
有田町
江北町

長崎県
平戸市
雲仙市
東彼杵町
川棚町
波佐見町
新上五島町

熊本県
玉名市
山鹿市
上天草市
宇城市
阿蘇市
天草市
南関町
長洲町
和水町
大津町
産山村
西原村
御船町
嘉島町
益城町
甲佐町
山都町
津奈木町
錦町

大分県
大分市
日田市
臼杵市
竹田市
杵築市
宇佐市
豊後大野市
日出町
九重町
玖珠町

宮崎県
宮崎市
都城市
日向市
西都市
三股町
国富町
高鍋町
川南町
門川町
椎葉村
高千穂町
日之影町
五ヶ瀬町

鹿児島県
指宿市
西之表市
曽於市
志布志市
大崎町
宇検村
瀬戸内町
龍郷町
喜界町
天城町

沖縄県
那覇市
浦添市
名護市
糸満市
沖縄市
豊見城市
うるま市
南城市
西原町
与那原町
南風原町
南大東村
久米島町

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑵労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受託者に求めた場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものとしたかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

公表資料の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい（具体的な資料について記載）	327 (227)	● 運転手及び作業員給料の労務単価は国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数などを参考に、自治体が積算した資料と受託者からの要求資料を照らして精査している。 ● 受託側との協議を踏まえ、労務費については厚生労働省より発行されている「賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」の賃金引き上げ率、原材料費は「消費者物価指数」の上昇率、エネルギーコストは直近１年間の燃料費の上昇率の推移をそれぞれ設計に反映した。 ● 一般廃棄物収集運搬業務委託の予算計上及び契約については、地方運輸局の距離制運賃表及び都道府県の公共工事設計労務単価等を基に積算された業者見積額としている。 ● 消費者物価指数等をもとに燃料費の上昇や社員給与費等の状況についてヒアリングを行った。
いいえ（理由について記載）	160 (127)	● 類似業務と比較して同程度の上昇率であり、可能な限り経費削減に努めている提案であったため。 ● 受託者から提出された資料は、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものではなく、受託者の経営状況や必要経費等を示す資料であった。 ● 実態に即した要望を行うため、見積書及び見積金額の根拠資料（ごみ収集車両1台にかかる費用（人件費含む）の積算資料、収集車両の更新や修理にかかる見積書）の提出を求めた。 ● 自治体側から人件費や光熱水費を含めた物件費等について増減額を積算した根拠を示して、毎年説明している。今年度も同様に説明し、受託者から異論が無かったため、資料提出等は求めていない。
その他（労務費上昇に係るものでない等）	95 (61)	

交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶受託料の引き上げを行ったかについて

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

行った（満額受け入れた）	一部行った（満額は受け入れなかった）		行わなかった		その他
	根拠・理由説明あり	根拠・理由説明なし	根拠・理由説明あり	根拠・理由説明なし	
216 (145)	222 (142)	24 (26)	41 (20)	13 (12)	66 (70)

※「その他」のうち、何らかの手法で価格を引き上げたのは27市町村

委託料の引き上げを行った又は一部行った・行わなかった（合理的説明あり）	479(307)
委託料の引き上げを行った又は一部行った	462(313)

交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

都道府県別に、 P.8で「あった」と回答した市町村のうち、 P.16で委託料を引き上げた（一部含む）市町村の割合を下図に示す。なお、交渉があったと回答した市町村のうち、委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村数の割合は79.4%である。（前回の割合は75.4%）

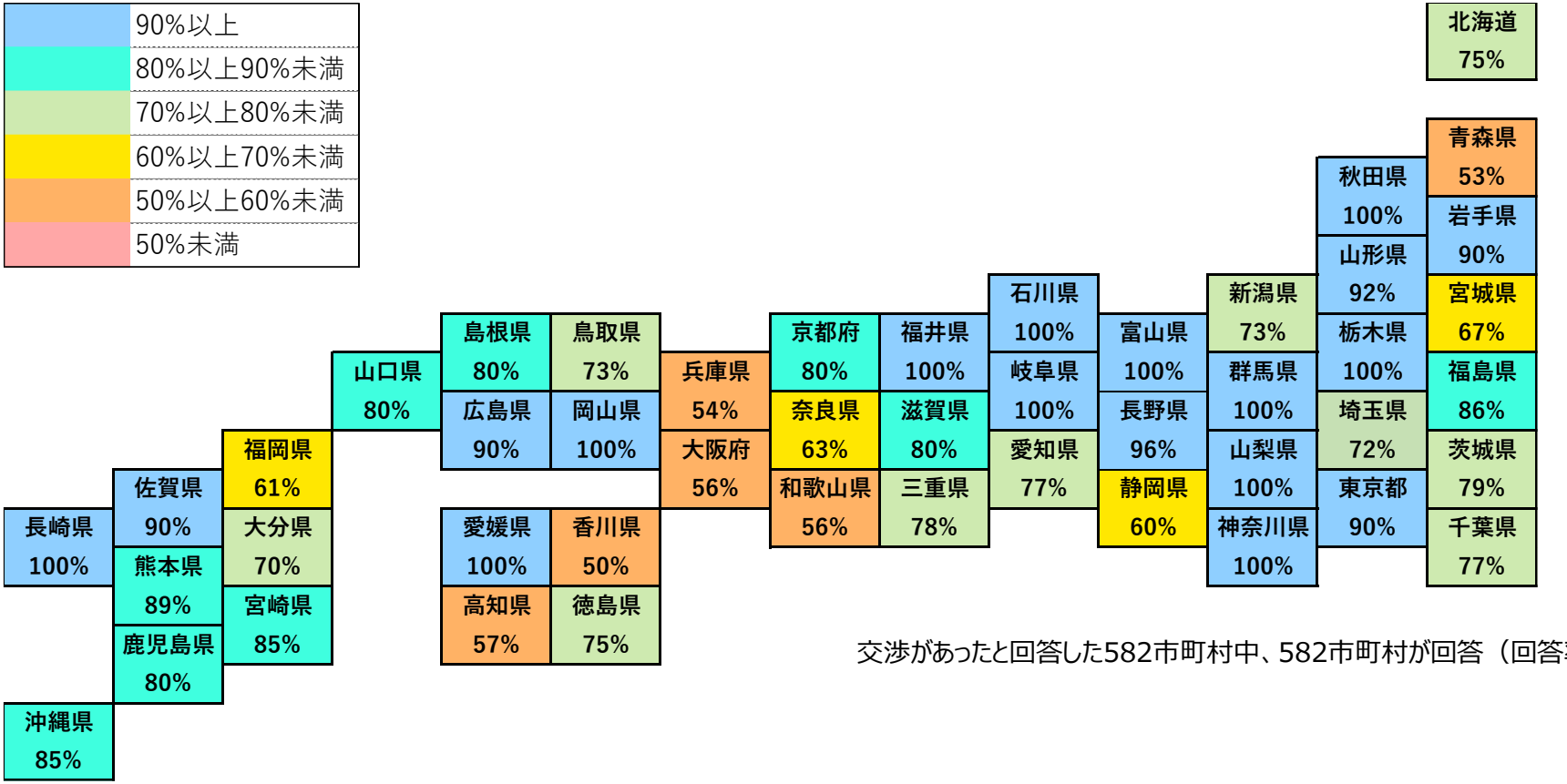

交渉があったと回答した582市町村中、582市町村が回答（回答率100%）

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）
=(各都道府県のP.16の設問で「委託料の引き上げを行った」、「一部行った（合理的説明あり）」、「一部行った（合理的説明なし）」と回答した市町村数)
/(各都道府県のP.8の設問で「あった」と回答した市町村数)*100

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、 P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、 P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

北海道・東北地方

北海道	
帯広市	えりも町
苫小牧市	鹿追町
稚内市	中札内村
赤平市	更別村
千歳市	幕別町
恵庭市	陸別町
新篠津村	厚岸町
木古内町	別海町
今金町	中標津町
せたな町	標津町
共和町	
下川町	
苫前町	
羽幌町	
中頓別町	
訓子府町	
佐呂間町	
興部町	
豊浦町	
白老町	

青森県
弘前市
平川市
平内町
大鰐町
鶴田町
七戸町
横浜町
東北町

岩手県
宮古市
久慈市
釜石市
二戸市
葛巻町
普代村
野田村
九戸村
洋野町

宮城県
東松島市
富谷市
川崎町
七ヶ浜町

山形県
山形市
米沢市
寒河江市
長井市
尾花沢市
中山町
朝日町
大石田町
舟形町
小国町
白鷹町
三川町

秋田県
能代市
湯沢市
大仙市
上小阿仁村
八郎潟町

福島県
会津若松市
喜多方市
相馬市
国見町
只見町
南会津町
北塩原村
西会津町
磐梯町
棚倉町
矢祭町
鮫川村

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、 P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、 P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

関東地方

茨城県
水戸市
土浦市
下妻市
常総市
牛久市
鹿嶋市
潮来市
守谷市
稲敷市
桜川市
つくばみらい市
茨城町
大子町
美浦村
河内町

栃木県
栃木市
高根沢町

群馬県
桐生市
太田市
沼田市
みどり市
神流町
中之条町
草津町
高山村
東吾妻町
川場村
昭和村
みなかみ町
玉村町
千代田町
大泉町
邑楽町

埼玉県
川口市
秩父市
春日部市
鴻巣市
越谷市
和光市
新座市
北本市
蓮田市
白岡市
小川町
横瀬町
皆野町
長瀞町
小鹿野町
美里町
杉戸町
松伏町

千葉県
銚子市
勝浦市
八千代市
鎌ケ谷市
浦安市
四街道市
八街市
酒々井町
芝山町
御宿町

神奈川県
藤沢市
逗子市
座間市
大井町
真鶴町

東京都	
台東区	多摩市
世田谷区	稲城市
渋谷区	あきる野市
中野区	西東京市
板橋区	瑞穂町
足立区	奥多摩町
葛飾区	御蔵島村
武蔵野市	八丈町
青梅市	
府中市	
昭島市	
小金井市	
日野市	
東村山市	
国立市	
狛江市	
東大和市	
清瀬市	
東久留米市	
武蔵村山市	

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、 P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、 P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

中部地方

新潟県
長岡市
柏崎市
十日町市
妙高市
上越市
佐渡市
南魚沼市
出雲崎町

富山県
富山市
魚津市
氷見市
滑川市
黒部市
射水市
入善町
朝日町

石川県
輪島市
野々市市
穴水町

福井県
福井市
坂井市
永平寺町
美浜町
おおい町

山梨県
南アルプス市
甲斐市
笛吹市
中央市
市川三郷町
西桂町
山中湖村
富士河口湖町

長野県	
上田市	大鹿村
岡谷市	白馬村
飯田市	高山村
伊那市	信濃町
駒ヶ根市	
茅野市	
塩尻市	
安曇野市	
小海町	
南牧村	
佐久穂町	
立科町	
富士見町	
辰野町	
飯島町	
高森町	
阿南町	
阿智村	
根羽村	
下條村	

静岡県
熱海市
富士市
湖西市
御前崎市
牧之原市
森町

岐阜県
岐阜市
多治見市
中津川市
美濃市
羽島市
各務原市
山県市
瑞穂市
飛騨市
本巣市
下呂市
海津市
岐南町
笠松町
養老町
関ケ原町
輪之内町
北方町
八百津町
白川町

愛知県
岡崎市
一宮市
津島市
碧南市
刈谷市
安城市
西尾市
新城市
高浜市
岩倉市
愛西市
清須市
南知多町
美浜町
設楽町
東栄町
豊根村

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、 P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、 P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

関西地方

三重県
四日市市
松阪市
東員町
明和町
大台町
大紀町
南伊勢町

京都府
福知山市
城陽市
長岡京市
京田辺市
南丹市
精華町
京丹波町
与謝野町

兵庫県
洲本市
伊丹市
西脇市
川西市
たつの市
多可町
太子町

和歌山県
有田市
御坊市
湯浅町
日高町
すさみ町

滋賀県
大津市
彦根市
近江八幡市
守山市
栗東市
日野町
愛荘町
豊郷町

大阪府
吹田市
泉大津市
茨木市
河内長野市
泉南市
島本町
能勢町
熊取町
太子町
千早赤阪村

奈良県
大和高田市
大和郡山市
御所市
三宅町
広陵町

中国・四国地方

鳥取県
鳥取市
境港市
若桜町
智頭町
三朝町
湯梨浜町
琴浦町
大山町

島根県
松江市
出雲市
安来市
知夫村

広島県
呉市
尾道市
庄原市
大竹市
廿日市市
安芸高田市
安芸太田町
北広島町
世羅町

岡山県
津山市
総社市
高梁市
備前市
勝央町

山口県
宇部市
萩市
下松市
周防大島町

徳島県
三好市
勝浦町
北島町

香川県
観音寺市
土庄町
まんのう町

愛媛県
今治市
宇和島市
新居浜市
西条市
松前町
内子町
鬼北町

高知県
土佐市
須崎市
香南市
四万十町

4. 9月30日付け通知発出以降の対応について

⑶委託料の引き上げを行った又は一部行った

各都道府県ごとに、 P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、 P.16の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った市町村について、以下表のとおりまとめた。

九州地方

福岡県	
北九州市	苅田町
大牟田市	みやこ町
中間市	上毛町
小郡市	
宗像市	
福津市	
うきは市	
宮若市	
みやま市	
糸島市	
篠栗町	
芦屋町	
水巻町	
岡垣町	
遠賀町	
筑前町	
大刀洗町	
香春町	
糸田町	
福智町	

佐賀県
唐津市
伊万里市
武雄市
鹿島市
嬉野市
吉野ヶ里町
上峰町
有田町
江北町

長崎県
平戸市
雲仙市
東彼杵町
川棚町
波佐見町
新上五島町

熊本県
玉名市
山鹿市
上天草市
阿蘇市
天草市
南関町
長洲町
和水町
大津町
産山村
西原村
嘉島町
益城町
甲佐町
山都町
津奈木町
錦町

大分県
大分市
臼杵市
竹田市
杵築市
日出町
九重町
玖珠町

宮崎県
都城市
西都市
三股町
国富町
高鍋町
川南町
門川町
椎葉村
高千穂町
日之影町
五ヶ瀬町

鹿児島県
指宿市
西之表市
曽於市
志布志市
宇検村
瀬戸内町
喜界町
天城町

沖縄県
那覇市
浦添市
名護市
糸満市
沖縄市
豊見城市
西原町
与那原町
南風原町
南大東村
久米島町

4.９月30日付け通知発出以降の対応について

⑷適切な予定価格の作成について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて質問した。（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

適切な予定価格	集計	詳細（一部抜粋）
はい（具体的に参考にしたものついて記載）	1,402 (1,352)	● 運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数に基づき設定している。 ● 人件費においては「賃金構造基本統計調査（清掃員（ビル・建物を除く），廃棄物処理従事者）」を参照した。 ● 厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の公表データを参考として積算した。 ● 市町村独自の土木積算システムでの人件費・車両費等に関する単価。 ● 対象地域のごみ排出見込量（前年度のごみ総排出量実績を人口按分）に基づき業務量を積算している。作業員・運転手の労務単価は、都道府県の公共工事設計労務単価により積算している。燃料単価は、実勢価格をベースとした庁内統一の基準額により積算している。車両費・消耗品費等については、消費者物価指数の変動分を加算している。
いいえ（理由について記載）	300 (323)	● 予定価格は作成していないが、委託業者の積算が適切であるか確認をしている。 ● 収集運搬業務の適正な実施を最優先としているが、予算上の制約から、社会情勢の急激な変化や経済変動を網羅的に積算へ反映させることが困難であり、現行の予算枠内での調整を余儀なくされているため。 ● 次年度の予算を検討する段階で現年の委託業者と適正な価格について協議を行っており、その価格を参考に設計を行っているため。 ● 実態に基づく根拠資料を委託業者から提供してもらえない。現状の町財政の逼迫による価格改定や契約変更を認められない為。

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,702市町村が回答（回答率100%）

4.９月30日付け通知発出以降の対応について

⑸価格転嫁の条項の有無について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、受託者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて質問した。　（「集計」列の括弧内の数値は昨年度の数値）

条項の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい	687 (644)	
入れていないが、他の手法により配慮をしている（詳細について記載）	588 (529)	● 労務費、原材料費等、明確にうたってはいないが、「業務内容の変更」に係る甲乙協議の条項があるので、それで対応している。 ● 申し出内容の聞き取り後、上長に報告し協議の場を設けるようにしている。現年度に申出があったため、現在料金等の調査を行っている。 ● 定期的に委託事業者との協議の場を設け、状況把握に努めている。状況によっては、財政担当課と調整を行い、補正予算等の検討を行うこととする。 ● 収集運搬業務の契約書に直接的な内容は無いが、「この契約に定めるもののほか、必要な事項はその都度両者協議の上決定するものとする。」として協議の場を設けている。処理施設の長期包括運営管理委託については、事業契約書に基づき年に一度、費用項目ごとに指標を定め、指標(日本銀行調査統計局）の変動率が＋１を%超えた場合、委託料を改定し変更契約をしている。
いいえ（理由について記載）	425 (504)	● 今後、契約に入れる予定。 ● 燃料費高騰や物価変動、および最低賃金の引上げ等の実勢推移を勘案し、契約更新の段階で、適切な価格転嫁や積算の補正を行っている。 ● 委託業者からの要望がなかったため。

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,700市町村が回答（回答率99.9%）

4. ９月30日付け通知発出以降の対応について

⑹その他の契約の受託料の交渉について

９月30日付け通知発出以降、一般廃棄物収集委託の契約のうち、主な契約の受託者以外の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。また、「あった」と回答した市町村について、受託料の引き上げを行ったか、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。　（集計表内の括弧内の数値は昨年度の数値）

交渉があった	交渉がなかった
198 (163)	1,502 (1,513)

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,700市町村が回答（回答率99.9%）

受託者から申入れを行った	市町村から申入れを行った	受託者及び市町村から申入れを行った
178 (123)	88 (66)	112 (106)

交渉があったと回答した198市町村が回答、合計378件の回答（複数回答可）

引き上げを行った（満額受け入れた）	引き上げを一部行った（満額は受け入れなかった）		行わなかった		その他
	根拠・理由説明あり	根拠・理由説明なし	根拠・理由説明あり	根拠・理由説明なし	
159 (104)	136 (118)	15 (13)	22 (20)	1 (1)	45 (39)

交渉があったと回答した198市町村が回答、合計378件の回答（複数回答可）

4.９月30日付け通知発出以降の対応について

⑺中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を受けた対応状況について

主な契約の受託者と、中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を理由とした受託料に関する交渉の有無について質問し、あった場合には、受託料の引き上げを行ったかについて質問した。

あった（受託者から申入れを行った）	あった（市町村から申入れを行った）	あった（受託者及び市町村から申入れを行った）	なかった
69	14	19	1,600
102			

委託の契約を行っている1,702市町村中、1,702市町村が回答（回答率100%）

行った	行っていない
57	45

交渉があったと回答した102市町村のうち、102市町村が回答（回答率100%）

（参考） ９月30日付け通知の周知と受託料の交渉、引き上げの関係

3. ⑴周知と4. ⑴受託料交渉 ⑶引き上げの関係

周知範囲が広い自治体ほど、受託料交渉を行った割合及び受託料を引き上げた割合が高い

周知の状況別　受託料交渉の実施状況

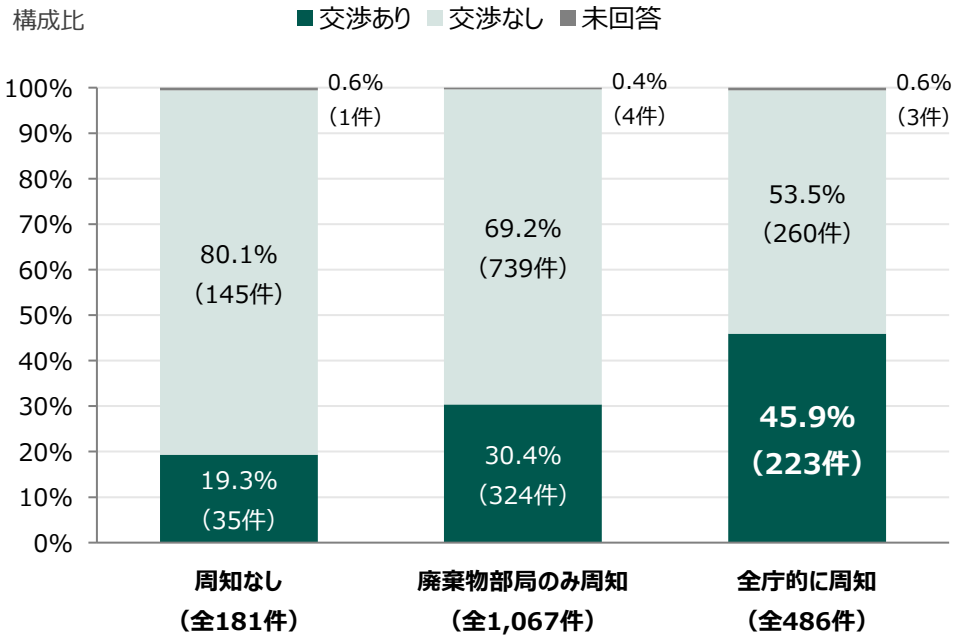

周知の状況別　受託料引き上げの実施状況

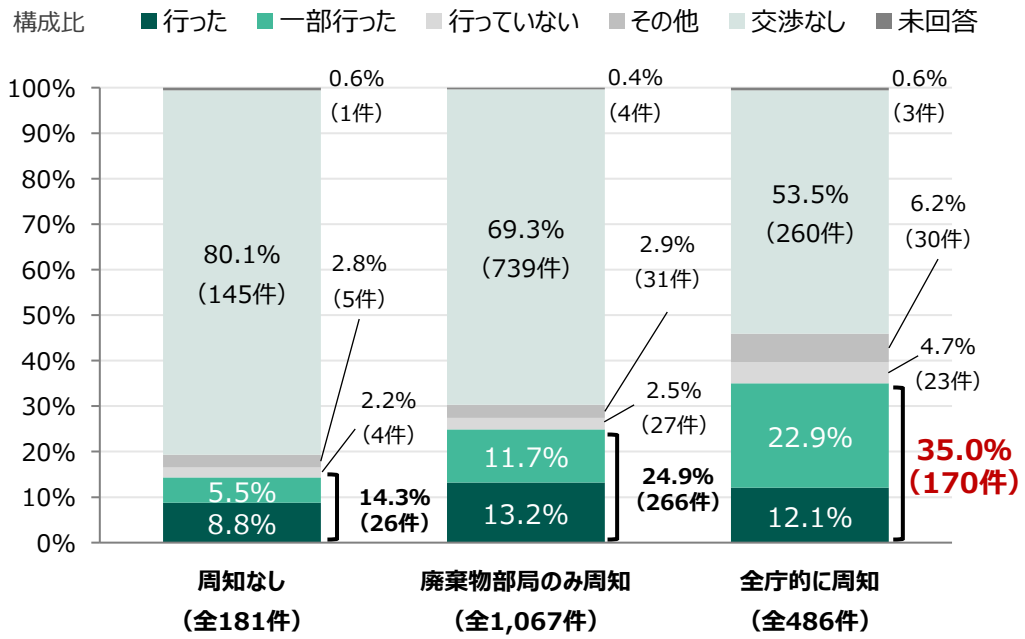

「全庁的に周知」した自治体では、「交渉あり」割合は約46%、受託料引き上げを「行った」「一部行った」割合は35%となった

・「全庁的に周知」した自治体では、受託料交渉を「行った」割合が約**46%** となり、「周知なし」の19%の約**2.4倍**であった。また、受託料引き上げを「行った」「一部行った」割合は**35%**となり、「周知なし」の14%の約**2.5倍**であった。

・このことから、価格転嫁を進める上では、廃棄物部局内にとどまらない**全庁的な情報共有**を行うことが重要と考えられる。

対象：設問3－1について回答のあった1,734自治体

環境省
Ministry of the Environment